

# 月刊 登記情報

2013年10月号  
53巻/10号

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

**法窓一言** 司法書士法人制度の構築と発展に向けて  
山田晃久

## 会長就任特別論考

今、伝えたいこと 一法曹人口問題を中心として— 齋木賢二

## 特集 司法書士法人制度10年の課題と展望

1 一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会の設立にあたって

～「第3回全国の司法書士法人の集い」の報告～ 細井孝治

2 司法書士法人経営の課題とその対処方法

コーディネーター 真貝大介 パネリスト 上野興一/古宮 努/徳本好彦/奥村 聡

## 司法書士の代理権の範囲と執務における注意点(下)

～司法書士の債務整理に関する裁判例を踏まえて～ 谷 嘉浩

## 自己信託から始める家族信託の提案及びそれを可能とする諸条件(下)

～米国の家族信託を参考として～ 林 伸子

## 権利登記実務研究会報告

〔第3回〕「相続させる」旨の遺言と異なる内容の遺産分割があった場合における登記手続への影響について 半田久之

## 話題 「合同会社の設立手続～合同会社の活用法と選択肢付モデル定款の様式～」

出版記念講習会 開催される 神崎満治郎

## 供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第36回)

登記されていない法人が供託金の払渡しを請求する場合における供託物払渡請求書に添付すべき印鑑証明書について 小松裕和

債権法改正と司法書士実務への影響 〔第6回・完〕債権譲渡 鈴木龍介

## 登記実務からの考察

【権利登記】太陽光パネル等の発電設備を登記するためには 竹野幹男

坂道をゆく 〔第10回〕日向坂 小林昭彦

わたしの事務所紹介 「ありがとう」のたくさん集まる事務所に! 新城優子

最近の土地境界確定判決を散策する(第24回) 山口智啓

## 司法書士入門～いまさら聞けない登記実務～

第10回 利益相反行為と不動産登記(1) 初瀬智彦/小口文隆/浦田 融

〔ダイジェスト版〕商業登記法コンメンタール(9) 尾方宏行

〈第14回〉実践コンプライアンス入門講座 ～パワーハラスメントへの対応 高田翔行

逐条解説不動産登記事務取扱手続準則(25) 岡田大樹/高島 聡

## 商業登記掲示板

## 成年後見掲示板

## 通達・回答 不動産登記

○平25・4・12民二第268号 ○平25・4・8民二第265号 ○平25・3・28民二第252号

## 判決速報

●譲渡禁止特約のある債権について債権譲渡がされ、債権者不確知を理由とする供託がされた後に、当該債権の譲渡人の債権者が供託金還付請求権を差し押さえた場合において、債権の譲受人が供託金の還付を受けるためには、供託金還付請求権についての利害関係人に当たる当該差押債権者の承諾書等を提出することが必要であるとされた事例(長崎地判平24・8・27)



# ① 一般社団法人全国司法書士法人 連絡協議会の設立にあたって

～「第3回全国の司法書士法人の集い」の報告～

司法書士法人プロバイスコンサルティング

司法書士 細井孝治

平成15年4月1日の改正司法書士法の施行により司法書士法人制度が創設されてから今年で10年が経過した。その間、司法書士法人が全国で約500を数えるまでに増加し、その社員や従業員である司法書士など関係する司法書士もおそらく千数百名は存在すると思われる。この数は年々増加している傾向にある。このことは、司法書士法人制度について、司法書士自身が利点を認識し、一般的にも広く認知され受け入れられている証だと思われる。

司法書士法人は制度としては定着しつつあるが、その業務や運営を行う上で多くの課題を抱えていることは、全国の司法書士法人の内外より指摘されているところである（本誌618号7頁鈴木龍介氏「司法書士法人の現状と展望」に詳しく論稿されているので参照されたい）。

このような背景において、一昨年の7月に数名の有志が呼び掛け人となって全国の司法書士法人の集いを日司連ホールで開催し、全国の司法書士法人が意見交換や議論をする場として任意の団体である「全国司法書士法人連絡協議会」（以下、「本会」という）を立ち上げ、広く全国の司法書士法人に対して参加の呼びかけを行った。そして昨年も引き続き第2回の法人の集いを開催し、本会の活動を本格的にスタートさせた。

その後の活動の中で、今後の本会の運営について役員で検討を重ねた結果、本会を一般社団法人化させて今後の活動を行っていく方針を決定した。そして、この1年間の活動報告と一般社団法人化に向けての議論をする機会を設けるため、本年の7月6日に第3回の法人の集いが開催された。この第3回の集いにおいては、法人制度について意見交換や議論を深めるためのパネルディスカッションも行われた。当日は全国より会員41名、会員以外28名の参加があり、来賓として日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）の櫻井清理事、東京司法書士会の山崎晃総務部長、全国サービサー協会の森本浩専務理事に参加いただいた。

本稿では、第3回の集いの中で発表された本会のこれまでの事業報告や一般社団法人化への議論と経緯、そして今後の事業計画や活動方針につき、本誌面を借りてあらためて報告し、司法書士法人制度の発展を図ることを目的とする本会への理解と協力をいただくための一助にしたいと考えている。

## I 事業報告

昨年の集い開催日から本年の集い開催日までを一事業年度と想定して、その間に本会が行ってきた事業活動は、次のとおりである。

### 1 会員の募集

第2回の集いの後、それまでは会費を無料としていたが、今後の活動の資金に充てるため、司法書士法人を正会員、司法書士法人以外を賛

助会員として、それぞれ年会費を徴収することを決め、その上で改めて会員募集を行った。その結果、第3回の集い時点では正会員35名、賛助会員7名の入会があった。全会員から年会費の納付があり、活動の資金を集めることができた。この1年間の活動の原資は正にこの会費によるものである。会費に見合うサービスや活動を提供できたかどうかは、役員の一員である私個人としては不安に感じるところもあるが、貴重な資金を会費として提供していただいた会員

の皆様には、紙面をお借りしてあらためて感謝申し上げます。

## 2 メーリングリストの開設

会員間の情報交換の場として、平成24年10月にメーリングリストを開設した。会員だけが見ることができ、自由に発言できる場所の提供により、今後、司法書士法人制度に関する議論を深めるツールとして期待されるところである。また、本会からもこのメーリングリストを積極的に利用して情報発信をしていきたいと考えている。

## 3 ホームページの制作・開設

内外への当会の周知や広報活動、情報提供等を目的に、当会の賛助会員である株式会社リーガルに協力をいただき、平成25年3月にオリジナルのホームページを開設した。ネット社会において当会の設立の趣旨や理念、そして活動内容を司法書士界のみならず広く一般に広報する手段としてホームページは最も有効な手段であると考えて実施した。このホームページによって、本会の会員のみならず全国の司法書士に対して情報発信するとともに、一般社会にも広く存在をアピールしていきたいと考えている。今後は、会員情報や活動内容等を適時に更新してコンテンツの充実を図っていきたい。ちなみにURLは以下のとおりなので、アクセスいただければと思う (<http://houjinkyu.com/>)。

## 4 本誌への掲載

当会の賛助会員である金融財政事情研究会が発行している本誌「月刊登記情報」に本会の役員である鈴木龍介氏が執筆した次の論稿が掲載されたことで、司法書士法人制度を巡る課題を司法書士界のみならず広く一般に伝えることができたと思われる。

- (1) 「第2回 全国司法書士法人の集い 開催！」(2012年9月号)
- (2) 「特集 司法書士法人・土地家屋調査士法人制度10年の歩み『司法書士法人の現状と展望』」(2013年5月号)

## 5 司法書士法人の名簿の整備

日司連のweb情報等をもとに、全国の司法書士法人の名簿(名称・主たる事務所等)を整備した。日司連には全国の司法書士法人が登録されているが、一覧としては公開されていないので、ホームページ等のweb情報を手掛かりに本会が独自に手作業で名簿を作成した。今回

の第3回の集いについては、本名簿に基づき本会が把握している全法人宛に案内を送付した。今後も定期的に名簿の調整に取り組んでいく予定である。

## 6 役員会の開催

会長、副会長、事務局によって構成される役員会を3回開催した。その中で、次回の法人の集いの開催、一般社団法人化、会員の増強、対外的広報活動その他について検討を重ねた。

## II 事業計画

役員一同で協議を重ねてきた本会の今後の事業計画とその活動方針は、次のとおりである。

### 1 一般社団法人化手続

前述のとおり役員会において本会の法人化の検討を重ねてきたが、目的を達成するためには一般社団法人化し、法人格を取得した上で活動を本格化していこうという結論に至った。特に、関連団体等と連絡や交渉を行う上で、任意団体であるよりも定款を定めて法令に従った運営を行う団体であることが明確に相手に理解してもらえる一般社団法人にしたほうが、より活動がしやすいと考えた。

第3回の集いにおいては参加者の前でその法人化の趣旨を説明し、議論しようということで事業計画のトップに掲げて提案させていただいたところ、参加者の賛同も得ることができ、法人化に向けてスタートを切ることになった。

その後、早速、法人化の手続を進め、平成25年8月1日をもって「一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会」の設立登記を行った。同法人の目的を次に紹介するので、本会の設立趣旨をあらためて確認いただきたい。

#### [目的]

当法人は、司法書士法人の執務や経営を支援し、その地位の向上に寄与し、会員の情報交換、交流の場所を提供することにより会員相互の親睦を深め、もって司法書士法人制度の発展を図ることを目的とする。

当法人は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 司法書士法人関連情報及び資料の収集、研究調査並びにその提供
- (2) 図書その他の印刷物の編集及び刊行
- (3) セミナー、交流会その他各種イベントの開催

- (4) 関係団体との連絡及び提携
- (5) 国会、関係省庁、関係団体などへの建議又は答申
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 2 ホームページのリニューアル

一般社団法人化に伴い本会のホームページの内容の刷新を行う予定である。また、引き続きコンテンツをより充実させることを目指し、内外に対する更なる情報発信を行い、これによって本会並びに司法書士法人制度への理解を深める効果が発揮されるものと期待している。

## 3 各種メディアを使った広報活動

本稿のように、本会の活動について広くメディアを利用して広報活動や情報提供をしたいと考えている。メディアは業界関連に限らず、広く一般メディアにも進出していければとも考えている。これらの活動によって司法書士界のみならず一般社会に対しても司法書士法人制度の理解を深めることにつながればと考えている。

## 4 「会費」の調査

各司法書士会の会則で決められている会費は各单位司法書士会（以下、「単体会」という）ごとに異なっている。そこで司法書士法人の会費の取扱いについて、会員より情報を収集して分析を行うことを企画している。

本会は個人会員を基本に考えられている単体会の運営に関し、法人会員に対する単体会における制度の未整備や取扱いの不整合が散見される現状を少しでも改善していきたいと考えており、この調査はその検討材料を収集するためのものと位置付けられよう。この調査によって各司法書士法人と所属する単体会との関係をまとめ、単体会における司法書士法人の管理や取扱いがより良くなるような提言ができるものと考えている。

## 5 「第4回 全国の司法書士法人の集い」の開催

これまで3回開催してきた法人の集いを来年も同時期に開催したいと考えている。回数を重ねるごとに参加人数も増加しており、メールやホームページと異なり、現実に関顔を合わせての会員相互の交流の場を定期的に提供すること

の意義は大きいものであると考えている。第3回では、立食パーティー形式の懇親会を行い、参加者同士が親睦を深めるお手伝いができたものと思っている。また、集いでは司法書士法人制度に関するテーマでセミナーやパネルディスカッションを行い、参加者に有益な情報の提供をしていきたいとも考えている。

## 6 会員の増強のための加入促進活動

今後も会員数を増やすための加入促進活動を積極的に行っていく。正会員については約500法人のうちの20%の100法人を、賛助会員については倍増（15社等）を目標として掲げたい。会費の値下げや会員になっても良いと思ってもらえるような情報提供や活動の充実を図っていく所存である。

## 7 関連団体との交流や働きかけ

本会の目的にもあるように、司法書士法人の地位の向上や法人制度の発展を図るために、日司連や各单位会等の関連団体とも交流や情報交換を行い、法人制度への理解と協力が得られるよう努めていきたい。また、法人制度に関する研究調査や情報収集を行い、その成果をこれら関連団体に提供することにより、法人制度の改善と健全な発展が図れるようにしていきたい。さらに、日司連や単体会以外の関連団体とも積極的に交流を図り、法人制度を正しく理解していただくための広報活動も行っていきたいと考えている。

## Ⅲ 終わりに

現在の司法書士制度において司法書士法人がその一翼を担っていることは間違いのないところであり、最近一段とその存在感を増してきている。このような中で本会は、司法書士法人制度の健全なる発展に寄与するため、着実に活動を活性化させるつもりである。

また同時に、司法書士法人の利益のみならず、司法書士制度全般に対して貢献し、ひいては広く国民の権利の擁護と公正な社会の実現を目指す司法書士の使命の達成の一助になれることを念頭において活動していく所存である。これら本会の趣旨を理解いただくとともに、関係各位には今後とも支援と協力をお願いする次第である。

（ほそい たかはる）